

# 公 告

このたび、県営土地改良事業（老朽ため池等整備事業 三ツ川池地区）の施行申請にあたり、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第2項の規定に基づき、別紙県営土地改良事業計画概要書（老朽ため池等整備事業 三ツ川池地区）とともにこの旨を公告します。

なお、同地区内において、土地改良法第3条第1項第2号又は第4号の規定による申出をしようとする者は、令和8年4月30日まで同法施行規則第2条第1項又は第3条第1項の申出書を新城市農業委員会に提出してください。

令和8年4月20日

県営土地改良事業

老朽ため池等整備事業 三ツ川池地区

申請人

新城市中字利字市場32番地 村田 勝博

新城市中字利字北川6番・7番合併地 梅澤 慶充

新城市中字利字坂37番地1 梅澤 由美